

さとうきび生産者の皆様へ

今年も要件審査申請期間が始まりました！
申請期間は、7/1～9/30です！申請はお忘れなく！！

【ご注意ください】

故人名義での要件審査申請書の提出はできません！！また、申請後に申請内容を修正する場合は、手続きが必要です。

これまで交付金を受け取っていた方も、**毎年、要件審査申請が必要**なんだね！

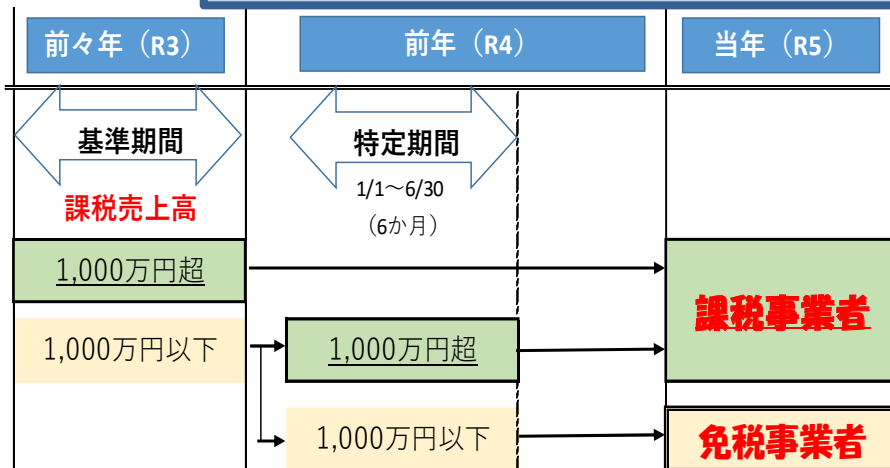
今年からさとうきびを**新たに生産する方**は、手続き方法などを**J A 種子屋久各支所営農販売課**にお尋ねください！




昨年度の申請内容から住所などに変更がある場合は、J A 種子屋久各支所営農販売課にお知らせください。

交付金制度改訂のお知らせ

令和5年産単価は、
免税事業者 16,860 円/トン、課税事業者 16,030 円/トン



免税事業者は、2年前の課税売上が**1,000万円以下**の事業者のこです。
簡易課税事業者、適格請求書発行事業者は、課税事業者の単価が適用されます。



*詳細は、確定申告を行った税務署か税理士等にご確認ください。

申請内容の手続き方法などは、
各支所営農販売課にお尋ねください！

【JA 種子屋久】Tel：本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211
 【alic】独立行政法人農畜産業振興機構 鹿児島事務所 Tel：099-226-4731

